

2 0 2 4 (令和 6) 年度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

伊 賀 市 監 査 委 員

定期監査結果報告書

1 伊賀市監査基準への準拠

この監査は、伊賀市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

3 監査の期間及び対象

対面監査

実施年月日	監 査 対 象
令和 6 年 8 月 9 日	医療福祉政策課 障がい福祉課 地域包括支援センター・相談支援室・障がい者相談支援センター 収税課 資産経営課 こども家庭支援課 保育幼稚園課
8 月 15 日	介護高齢福祉課 保険年金課・阿波診療所 教育総務課・学校施設室 文化財課 いがっこ給食センター夢・いがっこ給食センター元気 学校教育課 生活環境課
8 月 19 日	管財課 こども未来課・子育て支援室財政課 課税課 健康推進課 住民課 防災危機対策局 市議会事務局 監査委員事務局・固定資産評価審査委員会・公平委員会
8 月 22 日	上野図書館(各分館) 生涯学習課・中央公民館(各教育集会所) 生活支援課 多文化共生課 人権政策課 同和課(八幡町市民館・しろなみ児童館 下郡市民館 寺田市民館 いがまち人権センター ライトピアおおやまだ 青山文化センター)
8 月 27 日	上野総合市民病院(病院総務課・医療事務課・健診センター健診管理課) 環境センター 浄化センター 廃棄物対策課 さくらリサイクルセンター・不燃物処理場
9 月 25 日	さくら保育園 神戸保育所 猪田保育所

書面監査

令和 6 年 8 月 ～ 9 月	デジタル自治推進局 総務課・選挙管理委員会事務局 人事課 秘書広報課 契約監理課 総合政策課 地域創生課 文化振興課・美術博物館建設準備室 スポーツ振興課 交通戦略課 住民自治推進課 上野支所 伊賀支所(柘植財産区) 島ヶ原支所 阿山支所 大山田支所 青山支所 農林振興課 農村整備課 商工労働課・企業誘致推進室 観光戦略課 中心市街地推進課 建設管理課 道路河川課 都市計画課・開発指導室
------------------------	---

	建築課 住宅課・空き家対策室 出納室 農業委員会事務局 消防総務課 予防課 地域防災課 通信指令課 管理課 警防第1課 警防第2課 警防第3課 警防第4課 経営企画課 水道工務課 水道施設課 下水道課 上野東小学校 上野西小学校 久米小学校 上野北小学校 府中小学校 中瀬小学校 友生小学校 上野南小学校 三訪小学校 成和東小学校 成和西小学校 柘植小学校 西柘植小学校 壬生野小学校 島ヶ原小学校 阿山小学校 大山田小学校 青山小学校 崇広中学校 緑ヶ丘中学校 上野南中学校 城東中学校 柘植中学校 霊峰中学校 島ヶ原中学校 阿山中学校 大山田中学校 青山中学校 しろなみ保育所 新居保育所 柘植保育園 西柘植保育園 壬生野保育園 希望ヶ丘保育園 島ヶ原保育所 あやま保育所 ともだ保育所 たまたき保育所 大山田保育園 桃青の丘幼稚園
--	--

4 監査の着眼点

伊賀市監査基準に従い、主に令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その運営及び組織が合理的であるか、また令和6年度定期監査の重点項目として定めた、内部統制の運用及び公有財産管理等が適正に行われているかを主眼として監査を実施した。

5 監査の実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた調査票及び関係諸帳簿類について、内容の点検、確認、照合等を行い、また関係職員から説明を聴取した。

なお、今年度の対面監査の対象としていない所属に対しては書面監査を実施した。

6 監査の結果

伊賀市監査基準に準拠し監査した限りにおいて、監査の対象となった事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されているものと認められた。ただし、軽易な事務上の誤りについては、その都度、関係職員に是正を行うよう口頭による指導を行ったが、一部の事務処理において改善や検討を要する事項が見受けられたため、今後の事務処理及び事業執行に際してはその措置を講じられたい。

なお、監査結果の評価に当たっては次のとおり区分し、指摘事項について必要な措置を講じられた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

また、複数の部署に共通する事項のうち、顕著な事例については、各部署個別事項に再掲した。

(抜粋) 監査の結果の報告に関する取扱要領 (令和 5 年 4 月 1 日監査委員訓令第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、監査委員による監査（以下「監査」という。）の結果に関する報告の区分及びその基準並びに当該報告の公表について、伊賀市監査委員条例（平成 16 年伊賀市条例第 9 号）第 11 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(監査の結果に関する報告の区分及びその基準)

第 2 条 監査の結果に関する報告の区分及びその基準は、原則として次のとおりとする。

(1) 勧告 次のいずれかに該当するものに対する報告の区分とする。

- ア 法令又は条例に違反しているもののうち重大と判断されるもの
- イ 不当な行為により公務の執行や信頼性に重大な影響を及ぼすと判断されるもの
- ウ 書類の隠匿、改ざんその他の故意による違反行為
- エ 重大な過失又は著しい怠慢により誤りを生じているもの
- オ 著しく非効率的なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- カ アからオまでに掲げるもののほか、特に勧告すべき重大な事項と認めるもの

(2) 指摘事項 次のいずれかに該当するものに対する報告の区分とする。

- ア 法令、条例、規則等に定める事務処理手続に適合していないもの
- イ 事務又は事業で経済性、効率性又は有効性に疑義があると思われるもの
- ウ 過誤等の事項で内容が重大と思われるもの
- エ アからウまでに掲げるもののほか、特に指摘すべき事項と認めるもの

(3) 意見 次のいずれかに該当するものに対する報告の区分とする。

- ア 指摘事項には至らないが改善を要するもの
- イ 事務の執行又は事業の管理の状況について、経済性、効率性又は有効性の観点から検討する必要があるもの
- ウ 組織及び運営の合理化に資するため、意見を述べる必要があるもの
- エ 所属する部署だけでは改善が困難なもので、他の部署等との調整が必要であるもの
- オ アからエまでに掲げるもののほか、法令、条例、規則、通達、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があるもの

7 令和6年度定期監査における指摘事項及び意見並びに確認事項

《全所属に対する意見》

①内部統制について

内部統制の不備に起因する事務処理ミスや不正を働くリスクの軽減を図るため、リスクチェックシートに記載されている事項が守られ、有効に機能しているかについて、各所属の運用状況を確認した。

【意見】

事務処理マニュアル等を作成してリスク回避しようとする事例において、その事務処理マニュアル等が整備されていない事例が散見される。また、リスク発生後に回避の方策を講じているにもかかわらず、同様のリスクが発生している事例もある。ついでには再度、リスクチェックシートと現行の事務執行状況を照らし合わせ、必要に応じて実効性あるものに見直し、さらなるリスク軽減を図られたい。

なお、費用対効果を踏まえて、小さなミスをチェックするために膨大な作業量を投入することがないよう、投入する人的資源等との合理的なレベルでのリスク水準にマネジメントすることも検討されたい。

②時間外勤務時間・年次有給休暇の取得について

時間外勤務や年次有給休暇の取得については、各所属の業務内容の違いや職員個々の事情があるものの、所属間あるいは職員間において、非常に大きな差が生じている。

時間外勤務時間の削減や休暇を取得することは、職員にとって心身の疲労回復やリフレッシュ効果などがもたらされ、事務事業を効率的かつ効果的に進めていく上でも大きなメリットがあるため、その現状を確認した。

【意見】

休日出勤等の振替休暇でさえ取得することがままならない職員がいる中、年次有給休暇の取得については、職員個人の休暇に対する認識の違いによるものとの見解を示す所属長が多くいる。

また、やむを得ない場合があることも理解するが、時間外勤務に就く際には必ず所属長に対する事前申請・事前命令により許可を受けることを徹底されたい。

職員一人ひとりの時間外勤務時間の削減や休暇取得の促進を所属長による業務マネジメントの取り組みで解消しようとするには限度がある。これまでも幾度となく実施されてきたことではあるが、改めて市役所全体での現状の把握と、その障壁となっている課題を整理し、職員の働き方、休み方の改善に努められたい。

《全所属に対する確認事項》

公有財産の賃貸借について

公有財産管理において、賃貸借料の算定や減免措置、また申請に係る事務手続き等が条例及び規則等に準拠して適切に行われ、公平性が保たれているか確認した。

【確認事項】

公有財産の賃貸借に係る事務を行っている所属においては、再度、以下に示した事項について確認し、適切で説明責任を果たすことのできる事務処理を遂行されたい。

1. 行政財産の目的外使用の使用料については、伊賀市行政財産目的外使用料条例第2条の規定により適切に処理されたい。なお同条第4項の規定による場合には、その特別の事情その他の理由を明確にされたい。
2. 普通財産の貸付にあつては、伊賀市公有財産管理規則第31条の規定により、また無償貸付又は減額貸付にあつては、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条の規定により適切に処理されたい。
3. 他人の財産を使用賃借又は賃貸借するにあつては、伊賀市公有財産管理規則第48条の規定により適切に行い、また同条第4項で規定される借入財産台帳を整備されたい。
4. 平成29年2月の財務部長通知により、いわゆる自動更新契約条項を付した不動産賃貸借契約の多くで契約内容の見直しがされているが、後年度における予算の裏付けのない契約のままとなっているものも一部で見られるため、該当するものについては早急に契約内容の見直しを行われたい。

《各所属に対する指摘事項及び意見》

防災危機対策局

【指摘事項】

後年度における予算の裏付けのない契約については早急に見直されたい。

(健康福祉部)

健康推進課

【意見】

借用物件の賃借料算出における根拠を明確に示されたい。なお、明確でない場合には現行の条例や規則等に照らし合わせて判断すべきと考えるが、このことに関する見解を示されたい。

障がい福祉課

【意見】

普通財産の貸付における減額・免除の決定において、現行の条例及び規則との整合を図られたい。

介護高齢福祉課

【意見】

時間外勤務時間や休暇取得の状況を見る中では、リスク回避のために職員によるチェック体制を強化し、精度を上げていくことは難しいと考えられる。D X化や他での取り組みを参考にするなど、新たに何らかの対応策を考えられたい。

こども未来課

【指摘事項】

後年度における予算の裏付けのない契約については早急に見直されたい。

保育幼稚園課

【意見】

- ・ 伊賀市公有財産管理規則第 26 条に基づく減免申請書の減免理由が記載されていないものがあり、適正な手続きにより事務処理されたい。
- ・ 対面監査の対象とした保育所（園）では、様々な危機管理における対応マニュアル等は整備されていることは確認できたが、例えば長時間にわたる停電が発生した際に有効な発動発電機を各施設に配備しておく等、これまで実際に経験してきた危機事案を参考にした対応策を検討されたい。

(財務部)

管財課

【意見】

- ・ 公有財産管理は、市の条例や規則等に準拠して適切に行われ、公平性が保たれる必要があると考えるが、例えば賃貸借料の算定や減免措置に関しても、契約を行っている所属によって、その捉え方にばらつきが見られる。そこで、公有財産の使用料等の算出において基礎となる、伊賀市行政財産目的外使用料条例別表に示されている「適正な評価額」についての考え方を示されたい。
- ・ 伊賀市公有財産管理規則第 48 条第 4 項において、財産管理者等が他人より財産を借入したときは、借入財産台帳を備えることが規定されているが、今回聞き取りを行った所属に限ってではあるが、どこも整備がされていなかった。ついては、借入財産台帳の整備状況と借入財産の管理に関する考え方を示されたい。
- ・ 合併後 20 年を経過する中で、合併前に結ばれた契約の中には、これまで内容等の見直しが行われず、現行の条例や規則等に則さないものもあるが、このことについての基本的な見解を示されたい。

課税課

【意見】

時間外勤務時間や休暇取得の状況を見る中では、リスク回避のために職員によるチェック体制を強化し、精度を上げていくことは難しいと考えられる。D X化や他での取り組みを参考にするなど、新たに何らかの対応策を考えられたい。

(人権生活環境部)

同和課

【意見】

リスクチェックシートに記載されているマニュアルが作成されていないなど、リスクチェックシートと現状を照らし合わせ、必要な措置を講じること。

廃棄物対策課

【意見】

普通財産の減免貸付に係る根拠法令及び貸付期間の状況について整理されたい。

さくらリサイクルセンター

【指摘事項】

行政財産の貸付において、事務決裁規程と異なる事務処理が見られるため、早急に改められたい。

(地域連携部)

島ヶ原支所

【指摘事項】

時間外勤務の事前申請率が低調であった。突発的な事件、窓口業務に係る応対等、やむを得ない場合以外の時間外勤務命令については、所定の手続きを経られたい。

(教育委員会)

教育総務課

【指摘事項】

借用物件における取り扱いが、伊賀市公有財産管理規則第 48 条の規定と異なる理由を明確にされたい。

【意見】

スクールバスにおける事故等の再発防止への対応として、その都度の注意喚起、指導がされているものの、その後も事故の発生は続いており、ペナルティを含め、新たに何らかの対応策を検討されたい。

学校教育課

【指摘事項】

借用物件における取り扱いが、伊賀市公有財産管理規則第 48 条の規定と異なる理由を明確にされたい。

文化財課

【意見】

貸付物件の使用料減免の理由を明確に示されたい。

生涯学習課

【意見】

貸付物件にかかる歳入費目を整理されたい。また、管理委託料を按分して支出するにあっては、その負担割合の根拠を明確にされたい。

上野図書館

【意見】

リスクチェックシートに記載されている対応策が、現状と整合するよう見直されたい。

いがっこ給食センター元気

【指摘事項】

普通財産の貸付について、適正な手続きで事務処理されたい。

【意見】

時間外勤務の事前申請を徹底されたい。

いがっこ給食センター夢

【意見】

時間外勤務の事前申請を徹底されたい。

(消防部局)

伊賀消防署

【意見】

救急隊活動記録票の紛失という同様のリスクが、令和 5 年 9 月 17 日と 12 月 14 日に発生している。対応策の再確認と徹底により、再発防止に努められたい。

(上下水道部)

水道工務課

【指摘事項】

時間外勤務の事前申請率が低調であった。突発的な事故対応等のやむを得ない
場合以外の時間外勤務命令は、所定の手続きを経られたい。